平成２２年（フ）第７６号
函館市本町31番32号
債務者　三國　千春（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
函館市川原町18番３―503号
債務者　稲荷　真一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８１号
函館市富岡町１丁目24番16号
債務者　渡邊　　伸
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８２号
函館市本通１丁目26番13号
債務者　南　　正勝
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１７号
岩手県大船渡市立根町字大畑野31番地13
債務者　志田武三郎
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２３０号
群馬県館林市朝日町４番16号　ヒルズ館林Ａ―201
債務者　川田　千夏
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４０号
群馬県館林市大街道１丁目13番21号　ストリートタウン―202
債務者　増田　正利
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２３号
三重県志摩市磯部町迫間1855番地　エスペランサ磯部605号室、住民票上の住所三重県志摩市磯部町坂崎335番地
債務者　岡野　智人
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
三重県度会郡南伊勢町相賀浦455番地
債務者　山本　和輝
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
静岡県富士市岩本239番地の20、前住所静岡県富士市長通１番地の１　リバーサイド木村103号
債務者　松木　鉄夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４０号
栃木県足利市大前町575番地11　ドーム21マスダハイツ207、前住所栃木県足利市福居町2085番地９
債務者　成川　文雄
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５号
愛媛県喜多郡内子町五百木4531番地
債務者　池田　　伸
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８０９号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目33番地の20
破産者　有限会社トミズカ
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４２号
千葉県浦安市富士見４丁目５番27号鈴木方
破産者　頼近　静瑛
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１６３号
山形県鶴岡市大山字砂押199番地２
破産者　有限会社有賀通信機
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３１９号
千葉市中央区本千葉町10番23号　ＤＩＫマンション404号
破産者　大川内　聡
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５４号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番８棟402号
破産者　鶴田　高志
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係